

○農林水産省告示第千百十九号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二条第三項の規定に基づき、昭和五十一年七月二十四日農林省告示第七百五十号の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年十月八日

農林水産大臣 江藤 拓

昭和五十一年七月二十四日農林省告示第七百五十号の一部を改正する告示

第一条 昭和五十一年七月二十四日農林省告示第七百五十号（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）を加える。



ビン酪酸エステル、硫酸亜鉛（乾燥）、硫酸亜鉛（結晶）、硫酸  
亜鉛メチオニン、硫酸コバルト（乾燥）、硫酸コバルト（結晶）  
、硫酸鉄（乾燥）、硫酸銅（乾燥）、硫酸銅（結晶）、硫酸ナト  
リウム（乾燥）、硫酸マグネシウム（乾燥）、硫酸マグネシウム  
(結晶)、硫酸マンガン、硫酸L-リジン、リン酸一水素カリウ  
ム（乾燥）、リン酸一水素ナトリウム（乾燥）、硫酸マグネシウム  
（乾燥）、硫酸銅（結晶）、硫酸ナトリウム（乾燥）、硫酸マグネシウム  
（乾燥）、硫酸マグネシウム（結晶）、硫酸マグネシウム、硫酸L-  
リジン、リン酸一水素カリウム（乾燥）、リン酸一水素ナトリウ  
ム（乾燥）、リン酸二水素カリウム（乾燥）、リン酸二水素ナト  
リウム（乾燥）及びリン酸二水素ナトリウム（結晶）並びにこれ  
らのいずれかを有効成分として含有する製剤

三・四  
(略)

燥)、硫酸コバルト（結晶）、硫酸鉄（乾燥）、硫酸銅（乾燥）  
、硫酸銅（結晶）、硫酸ナトリウム（乾燥）、硫酸マグネシウム  
（乾燥）、硫酸マグネシウム（結晶）、硫酸マグネシウム、硫酸L-  
リジン、リン酸一水素カリウム（乾燥）、リン酸一水素ナトリウ  
ム（乾燥）、リン酸二水素カリウム（乾燥）、リン酸二水素ナト  
リウム（乾燥）及びリン酸二水素ナトリウム（結晶）並びにこれ  
らのいずれかを有効成分として含有する製剤

三・四  
(略)

第二条 昭和五十一年七月二十四日農林省告示第七百五十号の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分を削る。

一・二 (略)  
 三 亜鉛バシトラシン、アビラマイシン、アミラーゼ、アルカリ性  
 プロテアーゼ、アンプロリウム・エトパベート、アンプロリウム  
 ・エトパベート・スルファキノキサリン、エンテロコッカスフ  
 ェカーリス、エンテロコッカスフエシウム、エンラマイシン、  
 ギ酸カルシウム、キシラナーゼ、キシラナーゼ複合酵素、クエン酸モランテル、 $\beta$ -グルカン酸ナ  
 トリウム、クロストリジウム、ブチリカム、サツカリンナトリウ  
 ム、サリノマイシンナトリウム、酸性プロテアーゼ、ペクチナーゼ複  
 合酵素、セルラーゼ・プロテアーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、センデュ  
 ラマイシンナトリウム、着香料(エステル類、エーテル類、ケト  
 ン類、脂肪酸類、脂肪族高級アルコール類、脂肪族高級アルデヒ  
 ド類、脂肪族高級炭化水素類、テルペン系炭化水素類、フェノ  
 ルエーテル類、フェノール類、芳香族アルコール類、芳香族アル  
 デヒド類及びラクトン類のうち、一種又は二種以上を有効成分と  
 して含有し、着香の目的で使用されるものをいう。)、中性プロ  
 プタイド、バチルスコアグランス、バチルスサブチルス、バ  
 チルスセレウス、バチルスバディウス、ハロフジノンポリス  
 チレンスルホン酸カルシウム、ビコザマイシン、ビフィドバクテ  
 リウムサリモフライム、ビフィドバクテリウム、シユードロン  
 ガム、フィターゼ、スマル酸、フラボフオスフオリポール、モネ  
 ンシンナトリウム、ラクターゼ、ラクトバチルスアシドフィル  
 ス、ラクトバチルスサリバリウス、ラサロシドナトリウム及び  
 リパーゼ並びにこれらのいずれかを有効成分として含有する製  
 剤

改 正 後

四 (略)

一・二 (略)  
 三 亜鉛バシトラシン、アビラマイシン、アミラーゼ、アルカリ性  
 プロテアーゼ、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキ  
 シテトラサイクリン、アンプロリウム・エトパベート、アンプロ  
 リウム・エトパベート・スルファキノキサリン、エンテロコッカ  
 スフエカーリス、エンテロコッカスフエシウム、エンラマイ  
 シン、ギ酸カルシウム、キシラナーゼ、キシラナーゼ・ペクチナ  
 エ複合酵素、クエン酸モランテル、 $\beta$ -グルカンナーゼ、グルコ  
 ン酸ナトリウム、クロストリジウム、ブチリカム、クロルテトラ  
 サイクリン、サツカリンナトリウム、サリノマイシンナトリウム  
 、酸性プロテアーゼ、セルラーゼ、セルラーゼ・プロテアーゼ・  
 ペクチナーゼ複合酵素、センデュラマイシンナトリウム、着香料  
 (エステル類、エーテル類、ケトン類、脂肪酸類、脂肪族高級ア  
 ルコール類、脂肪族高級アルデヒド類、脂肪族高級炭化水素類、  
 テルペン系炭化水素類、フェノールエーテル類、フェノール類、  
 芳香族アルコール類、芳香族アルデヒド類及びラクトン類のうち  
 、一種又は二種以上を有効成分として含有し、着香の目的で使用  
 されるものをいう。)、中性プロテアーゼ、ナイカルバジン、ナ  
 ラシン、ニギ酸カリウム、ノシヘプタイド、バチルスコアグラ  
 ランス、バチルスサブチルス、バチルスセレウス、バチルス  
 バディウス、ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム、  
 ビコザマイシン、ビフィドバクテリウム、サリモフライム、ビフ  
 ィドバクテリウム、シユードロンガム、フィターゼ、スマル酸、  
 フラボフオスフオリポール、モネンシンナトリウム、ラクターゼ  
 、ラクトバチルスアシドフィルス、ラクトバチルスサリバリ  
 ウス、ラサロシドナトリウム及びリパーゼ並びにこれらのいず  
 れかを有効成分として含有する製剤

[REDACTED]

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和元年十一月二十七日から施行する。

○農林水産省令第三十六号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十月八日

農林水産大臣 江藤 拓

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

第一条 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

各　回　過	各　回　過
<p>別表第1（第1条関係）</p> <p>1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準</p> <p>(1) 飼料一般の成分規格</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ (ア) 魚類及び甲殻類を対象とする飼料 <u>(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)</u> 以外の飼料は、飼料添加物であるアスタキサンチンを含んではならない。</p> <p>(イ) 飼料添加物であるアスタキサンチンの飼料 <u>(飼料を製造するための原料又は材料を除く。)</u> 中の含有量は、魚類を対象とする飼料にあつては飼料1トン当たり100g以下、甲殻類を対象とする飼料にあつては飼料1トン当たり200g以下でなければならない。</p> <p>ク (略)</p> <p>ケ (ア) 鶏を対象とする飼料 <u>(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)</u> 以外の飼料は、飼料添加物であるβ-アポ-8' - カロチン酸エチルエステルを含んではならない。</p> <p>(イ) 飼料添加物であるβ-アポ-8' - カロチン酸エチルエステルの飼料 <u>(飼料を製造するための原料又は材料を除く。)</u> 中の含有量は、飼料1トン当たり80g以下でなければならない。</p> <p>コ (ア) 鶏、さけ科魚類及び甲殻類を対象とする飼料 <u>(飼料を製造するための原料又は材料を含む。)</u> 以外の飼料は、飼料添加物であるカンタキサンチンを含んではならない。</p> <p>(イ) 飼料添加物であるカンタキサンチンの飼料 <u>(飼料を製造するための原料又は材料を除く。)</u> 中の含有量は、鶏を対象とする飼料にあつては飼料1トン当たり8g以下、さけ科魚類及び甲殻類を対象とする飼料にあつては飼料1トン当たり80g以下でなければならない。</p> <p>サ～テ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 飼料一般の表示の基準</p>	<p>別表第1（第1条関係）</p> <p>1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準</p> <p>(1) 飼料一般の成分規格</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ (ア) 魚類及び甲殻類を対象とする飼料以外の飼料は、飼料添加物であるアスタキサンチンを含んではならない。</p> <p>(イ) 飼料添加物であるアスタキサンチンの飼料中の含有量は、魚類を対象とする飼料にあつては飼料1トン当たり100g以下、甲殻類を対象とする飼料にあつては飼料1トン当たり200g以下でなければならない。</p> <p>ク (略)</p> <p>ケ (ア) 鶏を対象とする飼料以外の飼料は、飼料添加物であるβ-アポ-8' - カロチン酸エチルエステルを含んではならない。</p> <p>(イ) 飼料添加物であるβ-アポ-8' - カロチン酸エチルエステルの飼料中の含有量は、飼料1トン当たり80g以下でなければならない。</p> <p>コ (ア) 鶏、さけ科魚類及び甲殻類を対象とする飼料以外の飼料は、飼料添加物であるカンタキサンチンを含んではならない。</p> <p>(イ) 飼料添加物であるカンタキサンチンの飼料中の含有量は、鶏を対象とする飼料にあつては飼料1トン当たり8g以下、さけ科魚類及び甲殻類を対象とする飼料にあつては飼料1トン当たり80g以下でなければならない。</p> <p>サ～テ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 飼料一般の表示の基準</p>

ア (略)

イ 飼料（飼料添加物を含むものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(ア)～(サ) (略)

(注)

1 飼料添加物の名称の表示については、法第2条第3項の規定に基づき農林水産大臣が飼料添加物を指定する場合に、当該飼料添加物の名称として用いるものによるものとする。ただし、次の表の左欄に掲げる飼料添加物については、同表の相当右欄に掲げる名称によることができる。

飼 料 添 加 物 名	名 称
(略)	(略)
2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン亜鉛	メチオニン水酸化体亜鉛
2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン銅	メチオニン水酸化体銅
2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンマンガン	メチオニン水酸化体マンガン
(略)	(略)

2 飼料添加物の量の表示については、次による。

1)～3) (略)

4) 飼料添加物としてのアスタキサンチン（飼料を製造するための原料又は材料に含有されている場合に限る。）については、魚類を対象とする飼料にあつては飼料1トン当たり100g、甲殻類を対象とする飼料にあつては飼料1トン当たり200gを超えて含有されている場合に限り、含有率をパーセントで表示するものとする。

5) 飼料添加物としてのβ-アポ-8'-カルチジン酸エチルエステル（飼料を製造するための原料又は材料に含有されている場合に限る。）については、飼料1トン当たり80gを超えて含有されている場合に限り、含有率をパーセントで表示するものとする。

6) 飼料添加物としてのカンタキサンチン（飼料を製造するための原料又は材料に含有されている場合に限る。）については、鶏を対象とする飼料にあつては飼料1トン當た

ア (略)

イ 飼料（飼料添加物を含むものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(ア)～(サ) (略)

(注)

1 飼料添加物の名称の表示については、法第2条第3項の規定に基づき農林水産大臣が飼料添加物を指定する場合に、当該飼料添加物の名称として用いるものによるものとする。ただし、次の表の左欄に掲げる飼料添加物については、同表の相当右欄に掲げる名称によることができる。

飼 料 添 加 物 名	名 称
(略)	(略)
2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン亜鉛	メチオニン水酸化体亜鉛
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(略)	(略)

2 飼料添加物の量の表示については、次による。

1)～3) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

り 8 g、さけ科魚類及び甲殻類を対象とする飼料にあつて  
は飼料 1 トン当たり 80 g を超えて含有されている場合に限  
り、含有率をパーセントで表示するものとする。

7) (略)

3 (略)

ウ (略)

2 ~ 5 (略)

別表第 2 (第 2 条関係)

1 ~ 7 (略)

8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準

(1) ~ (58) (略)

(59) 2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン銅

ア 製造用原体

(ア) 成分規格

含量 本品は、定量するとき、2-デアミノ-2-ヒドロキシ  
メチオニン (2-ヒドロキシ-4-メチルチオ酪酸、 $C_5H_{10}O_3S$ ) として 78.0 ~ 83.0% 及び銅として 15.0 ~ 20.0% を含む。

物理的・化学的性質 本品は、灰色～緑色の粉末であり、特異  
な臭いを有する。

確認試験

① 本品 5 mg (4.5 ~ 5.4 mg) に水 5 mL を加えて溶かし、1 mol/L 水酸化ナトリウム試液 2 mL を加え、よく振り混ぜ、ニトロブルシドナトリウム試液 0.3 mL を加え、再びよく振り混ぜ、35 ~ 40°C で 10 分間放置した後、2 分間氷冷し、希塩酸 2 mL を加え、混ぜるとき、その溶液は、赤色を呈し沈殿を生ずる。

② 本品 0.5 g (0.45 ~ 0.54 g) を量り、0.5 mol/L 塩酸試液 25 mL を加え、60°C の水浴中で軽く振り混ぜながら 3 分間加温する。放冷した後、更に 0.5 mol/L 塩酸試液 25 mL を加え、振り混ぜる。この溶液 10 mL を量り、トリクロル酢酸溶液 (1 → 10) 10 mL を加え、振り混ぜた後、10 分間放置する。この溶液をろ紙でろ過し、ろ液を試料溶液とする。試料溶液 1 mL を量り、フェロシアン化カリウム試液 1 mL を加えるとき、溶液は、赤褐色の沈殿を生じる。

③ 本品につき、赤外吸収スペクトル測定法の ATR 法によ

り 4) (略)

3 (略)

ウ (略)

2 ~ 5 (略)

別表第 2 (第 2 条関係)

1 ~ 7 (略)

8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準

(1) ~ (58) (略)

(新設)

り測定するとき、波数 $1,683\text{cm}^{-1}$ 、 $1,591\text{cm}^{-1}$ 、 $1,552\text{cm}^{-1}$ 及び $1,416\text{cm}^{-1}$ 付近に吸収を認める。

#### 純度試験

① 鉛 本品 $0.67\text{g}$  ( $0.665\sim 0.674\text{g}$ ) を量り、硝酸 $3\text{mL}$ 及び過塩素酸 $5\text{mL}$ を加え、蒸発乾固し、放冷した後、希塩酸 $5\text{mL}$ を加え、水浴上で加温して溶解する。放冷した後、水 $5\text{mL}$ を加え、混合し、ろ紙でろ過する。残留物を水 $5\text{mL}$ で洗い、洗液を先のろ液に合わせ、 $25\text{mL}$ の全量フラスコに入れ、水を標線まで加えて $25\text{mL}$ とし、試料溶液とする。別に、原子吸光光度用鉛標準液 $4\text{mL}$ を全量ピペットを用いて量り、 $50\text{mL}$ の全量フラスコに入れ、水を標線まで加えて $50\text{mL}$ とする。この溶液 $10\text{mL}$ を全量ピペットを用いて量り、 $25\text{mL}$ の全量フラスコに入れ、希塩酸 $5\text{mL}$ 及び水を標線まで加えて $25\text{mL}$ とし、標準液とする。試料溶液及び標準液につき、次の条件で原子吸光光度法(フレーム方式)により測定するとき、試料溶液の吸光度は、標準液の吸光度より小さくなければならない( $30\mu\text{g/g}$ 以下)。

使用ガス：可燃性ガス アセチレン  
支燃性ガス 空気

ランプ：鉛中空陰極ランプ

波長： $217.0\text{nm}$

② ヒ素 本品 $0.20\text{g}$  ( $0.195\sim 0.204\text{g}$ ) を量り、ヒ素試験法第3法により試料溶液を調製し、装置Aを用いる方法によりヒ素の試験を行うとき、吸収液の色は、標準色より濃くではない( $10\mu\text{g/g}$ 以下)。

#### 定量法

① 2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン 本品約 $0.5\text{g}$ を $0.0001\text{g}$ の桁まで量り、その数値を記録し、水酢酸・水・塩酸混液(50:10:3) $50\text{mL}$ を加えて溶かし、 $0.05\text{mol/L}$ 臭素溶液で滴定する(電位差滴定法)。

$0.05\text{mol/L}$ 臭素溶液 $1\text{mL}=7.510\text{mgC}_5\text{H}_{10}\text{O}_3\text{S}$

② 銅 本品約 $0.2\text{g}$ を $0.001\text{g}$ の桁まで量り、その数値を記録し、ケルダールフラスコに入れ、硝酸 $5\text{mL}$ 及び過塩素酸 $10\text{mL}$ を加え、残留液が約 $2\text{mL}$ になるまで加熱する。放冷した後、塩酸 $2\text{mL}$ を加え、水浴上で加熱溶解する。放冷した後、 $100\text{mL}$ の全量フラスコに入れ、水を標線まで加えて $100\text{mL}$

とし、この溶液をろ紙でろ過する。最初のろ液10mLを捨て、次のろ液10mLを全量ピペットを用いて量り、100mLの全量フラスコに入れ、水を標線まで加えて100mLとする。さらに、この溶液5mLを全量ピペットを用いて量り、100mLの全量フラスコに入れ、水を標線まで加えて100mLとし、試料溶液とする。別に、硝酸5mL及び過塩素酸10mLをケルダールフラスコに入れ、残留液が約2mLとなるまで加熱する。放冷した後、100mLの全量フラスコに入れ、塩酸2mLを加え、水を標線まで加えて100mLとする。この溶液10mLを全量ピペットを用いて量り、100mLの全量フラスコに入れ、水を標線まで加えて100mLとし、空試験原液とする。さらに、この溶液5mLを全量ピペットを用いて量り、100mLの全量フラスコに入れ、水を標線まで加えて100mLとし、空試験溶液とする。別に、銅標準液2mL、4mL、6mL及び8mLを各々全量ピペットを用いて量り、100mLの全量フラスコに入れ、それぞれに空試験原液5mLを全量ピペットを用いて加えた後、水を標線まで加えて100mLとし、標準液1、2、3及び4とする。試料溶液、標準液1、2、3及び4並びに空試験溶液につき、次の条件で原子吸光光度法（フレーム方式）により測定する。標準液1、2、3及び4並びに空試験溶液の吸光度から検量線を作成し、試料中の銅含量を求める。

使用ガス：可燃性ガス アセチレン

支燃性ガス 空気

ランプ：銅中空陰極ランプ

波長：324.7nm

$$\text{銅含量 (\%)} = \frac{\text{検量線から求めた試料溶液中の銅の濃度}}{\text{試料の採取量 (mg)}} \times 2000$$
$$(\mu\text{ g/mL})$$

(イ) 保存の方法の基準

密閉容器に保存すること。

イ 製剤

(ア) 成分規格

2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン銅製造用原体の成  
分規格を準用する。

(イ) 保存の方法の基準

2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン銅製造用原体の保  
存の方法の基準を準用する。

(60) 2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンマンガン

ア 製造用原体

(ア) 成分規格

含量 本品は、定量するとき、2-デアミノ-2-ヒドロキ  
シメチオニン（2-ヒドロキシ-4-メチルチオ酇酸、 $C_5$   
 $H_{10}O_3S$ ）として76.0～82.0%及びマンガンとして13.0～19.  
0%を含む。

物理的・化学的性質 本品は、灰色～褐色の粉末であり、特  
異な臭いを有する。

確認試験

① 本品5mg（4.5～5.4mg）に水5mLを加えて溶かし、1  
mol/L水酸化ナトリウム試液2mLを加え、よく振り混ぜ  
、ニトロプルシドナトリウム試液0.3mLを加え、再びよ  
く振り混ぜ、35～40℃で10分間放置した後、2分間氷冷  
し、希塩酸2mLを加え、混ぜるとき、その溶液は、赤色  
を呈する。

② 本品0.5g（0.45～0.54g）を量り、0.5mol/L塩酸試液2  
5mLを加え、60℃の水浴中で軽く振り混ぜながら3分間  
加温する。放冷した後、更に0.5mol/L塩酸試液25mLを加  
え、振り混ぜる。この溶液10mLを量り、トリクロル酢酸  
溶液（1→10）10mLを加え、振り混ぜた後、10分間放置  
する。この溶液をろ紙でろ過し、ろ液を試料溶液とする。  
試料溶液1mLを量り、アンモニア試液5mL及び硝酸銀  
試液5mLを加えるとき、溶液は、白色の沈殿を生じ、生  
じた沈殿は、徐々に黒色となる。

③ 本品につき、赤外吸収スペクトル測定法のATR法に  
より測定するとき、波数 $1,627\text{cm}^{-1}$ 、 $1,574\text{cm}^{-1}$ 及び $1,435\text{cm}^{-1}$ 付近に吸収を認める。

純度試験

① 鉛 本品0.67g（0.665～0.674g）を量り、硝酸3mL及  
び過塩素酸5mLを加え、蒸発乾固し、放冷した後、希塩

酸5mLを加え、水浴上で加温して溶解する。放冷した後、水5mLを加え、混合し、ろ紙でろ過する。残留物を水5mLで洗い、洗液を先のろ液に合わせ、25mLの全量フラスコに入れ、水を標線まで加えて25mLとし、試料溶液とする。別に、原子吸光光度用鉛標準液4mLを全量ピペットを用いて量り、50mLの全量フラスコに入れ、水を標線まで加えて50mLとする。この溶液10mLを全量ピペットを用いて量り、25mLの全量フラスコに入れ、希塩酸5mL及び水を標線まで加えて25mLとし、標準液とする。試料溶液及び標準液につき、次の条件で原子吸光光度法（フレーム方式）により測定するとき、試料溶液の吸光度は、標準液の吸光度より小さくなければならない（ $30\mu\text{g/g}$ 以下）。

使用ガス：可燃性ガス アセチレン

支燃性ガス 空氣

ランプ：鉛中空陰極ランプ

波長：217.0nm

② ヒ素 本品0.10g(0.095~0.104g)を量り、ヒ素試験法第3法により試料溶液を調製し、装置Aを用いる方法によりヒ素の試験を行うとき、吸収液の色は、標準色より濃くてはならない(20μg/g以下)。

定量法

① 2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン 本品約0.5gを0.0001gの桁まで量り、その数値を記録し、氷酢酸・水・塩酸混液(50:10:3) 50mLを加えて溶かし、0.05mol/L臭素溶液で滴定する(電位差滴定法)。  
0.05mol/L臭素溶液 1mL = 7.510mgC<sub>5</sub>H<sub>10</sub>OS

② マンガン 本品約0.2gを0.001gの桁まで量り、その数值を記録し、ケルダールフラスコに入れ、硝酸5mL及び過塩素酸10mLを加え、残留液が約2mLになるまで加熱する。放冷した後、塩酸2mLを加え、水浴上で加熱溶解する。放冷した後、100mLの全量フラスコに入れ、水を標線まで加えて100mLとし、この溶液をろ紙でろ過し、最初のろ液10mLを捨て、次のろ液10mLを全量ピペットを用いて量り、100mLの全量フラスコに入れ、水を標線まで加えて100mLとする。さらに、この溶液5mLを全量ピペ

ットを用いて量り、100mLの全量フラスコに入れ、水を標線まで加えて100mLとし、試料溶液とする。別に、硝酸5mL及び過塩素酸10mLをケルダールフラスコに入れ、残留液が約2mLとなるまで加熱する。放冷した後、100mLの全量フラスコに入れ、塩酸2mLを加えた後、水を標線まで加えて100mLとする。この溶液10mLを全量ピペットを用いて量り、100mLの全量フラスコに入れ、水を標線まで加えて100mLとし、空試験原液とする。さらに、この溶液5mLを全量ピペットを用いて量り、100mLの全量フラスコに入れ、水を標線まで加えて100mLとし、空試験溶液とする。別に、マンガン標準液5mL、10mL、15mL及び20mLを各々全量ピペットを用いて量り、100mLの全量フラスコに入れ、それぞれに空試験原液5mLを全量ピペットを用いて加えた後、水を標線まで加えて100mLとし、標準液1、2、3及び4とする。試料溶液、標準液1、2、3及び4並びに空試験溶液につき、次の条件で原子吸光光度法（フレーム方式）により測定する。標準液1、2、3及び4並びに空試験溶液の吸光度から検量線を作成し、試料中のマンガン含量を求める。

使用ガス：可燃性ガス アセチレン

支燃性ガス 空気

ランプ：マンガン中空陰極ランプ

波長：279.5nm

$$\text{マンガン含量 (\%)} = \frac{\text{検量線から求めた試料溶液中のマンガンの濃度}}{\text{試料の採取量 (mg)}} \times 2000$$

(イ) 保存の方法の基準

密閉容器に保存すること。

イ 製剤

(ア) 成分規格

2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンマンガン製造用  
原体の成分規格を準用する。

(イ) 保存の方法の基準

2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンマンガン製造用  
原体の保存の方法の基準を準用する。

(61)～(160) (略)

(59)～(158) (略)

**第二条** 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

名　　出　　徴									名　　出　　徴												
別表第1（第1条関係）										別表第1（第1条関係）											
1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準										1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準											
(1) 飼料一般の成分規格										(1) 飼料一般の成分規格											
対象飼料 飼料添加物名 単位	鶏（ブロイラーを除く。）用 幼すう用・中すう用	プロイラー用 前期用	後期用	ほ乳期用	子豚期用	ほ乳期用	幼齢期用	肥育期用	豚用	牛用	対象飼料 飼料添加物名 単位	鶏（ブロイラーを除く。）用 幼すう用・中すう用	プロイラー用 前期用	後期用	ほ乳期用	子豚期用	ほ乳期用	幼齢期用	肥育期用	豚用	牛用
(略) (削る)	(略) (削る)	(略) (削る)	(略) (削る)	(略) (削る)	(略) (削る)	(略) (削る)	(略) (削る)	(略) (削る)	(略)	(略)	(略) アルキルトリメチルアシンモニウムカルシウムオキシテトラ g力価	(略) 5~55	(略) 5~5	(略) 5	(略) 0	(略) 5~7	(略) 0	(略) 20~50	(略) 0	(略) 20~5	(略)

(略) (削 る)	(略) (削 る)	(略) (削 る)	(略) (削 る)	(略)	(略)	(略)	(略) (削 る)	(略) (削 る)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

注 (略)

エ～テ (略)

(2) 飼料一般の製造の方法の基準

ア・イ (略)

ウ 次の表の同一欄内の2以上の飼料添加物は、同一飼料に用いてはならない。

(略)	(略)
第3欄	亜鉛バシトラシン、アビラマイシン、エンラマイシン、ノシヘプタイド、フラボフォスフオリポール
(削る)	(削る)

エ～テ (略)

(3)・(4) (略)

(5) 飼料一般の表示の基準

ア (略)

イ 飼料（飼料添加物を含むものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

サイ クリ ン (略) クロ ルテ トラ サイ クリ ン (略)	(略) g力価	(略) 10~55	(略) 10~ 55	(略)	(略)	(略)	(略) 10~ 50	(略) 10~ 50	(略)
--	------------	--------------	------------------	-----	-----	-----	------------------	------------------	-----

注 (略)

エ～テ (略)

(2) 飼料一般の製造の方法の基準

ア・イ (略)

ウ 次の表の同一欄内の2以上の飼料添加物は、同一飼料に用いてはならない。

(略)	(略)
第3欄	亜鉛バシトラシン、アビラマイシン、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、エンラマイシン、クロルテトラサイクリン、ノシヘプタイド、フラボフォスフオリポール
第4欄	アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、ビコザマイシン

エ～テ (略)

(3)・(4) (略)

(5) 飼料一般の表示の基準

ア (略)

イ 飼料（飼料添加物を含むものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(ア)～(サ) (略)

(注)

1 飼料添加物の名称の表示については、法第2条第3項の規定に基づき農林水産大臣が飼料添加物を指定する場合に、当該飼料添加物の名称として用いるものによるものとする。ただし、次の表の左欄に掲げる飼料添加物については、同表の相当右欄に掲げる名称によることができる。

飼 料 添 加 物 名	名 称
(略)	(略)
(削る)	(削る)
(略)	(略)

2・3 (略)

ウ (略)

2～5 (略)

#### 別表第2 (第2条関係)

1～5 (略)

#### 6 飼料添加物一般の試験法

(略)

(1)～(12) (略)

#### (13) 抗生物質の力価試験法

(略)

#### 標準品及び常用標準品

標準品は、常用標準の力価を定めるための標準として、常用標準品は、抗菌性物質の力価を定めるための標準として、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが指定する特定製造番号の抗菌性物質である。

標準品及び常用標準品は、次のとおりであり、それぞれの右欄にそのものの本質等を参考として付記する。

(ア)～(サ) (略)

(注)

1 飼料添加物の名称の表示については、法第2条第3項の規定に基づき農林水産大臣が飼料添加物を指定する場合に、当該飼料添加物の名称として用いるものによるものとする。ただし、次の表の左欄に掲げる飼料添加物については、同表の相当右欄に掲げる名称によることができる。

飼 料 添 加 物 名	名 称
(略)	(略)
アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテラサイクリン	オキシテラサイクリン第四級アンモニウム塩
(略)	(略)

2・3 (略)

ウ (略)

2～5 (略)

#### 別表第2 (第2条関係)

1～5 (略)

#### 6 飼料添加物一般の試験法

(略)

(1)～(12) (略)

#### (13) 抗生物質の力価試験法

(略)

#### 標準品及び常用標準品

標準品は、常用標準の力価を定めるための標準として、常用標準品は、抗菌性物質の力価を定めるための標準として、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが指定する特定製造番号の抗菌性物質である。

標準品及び常用標準品は、次のとおりであり、それぞれの右欄にそのものの本質等を参考として付記する。

標準品名	標準品の本質等	常用標準品名	常用標準品の本質等
(略) (削る)	(略) (削る)	(略) (削る)	(略) (削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(略)	(略)	(略)	(略)

各抗菌性物質の定義

①・② (略)  
(削る)

(削る)

③～⑪ (略)

各抗菌性物質の力価の定義

①～② (略)  
(削る)

(削る)

標準品名	標準品の本質等	常用標準品名	常用標準品の本質等
(略) 標準オキシテトラサイクリン	(略) オキシテトラサイクリン ( $C_{22}H_{24}N_2O_9 \cdot 2H_2O$ )	(略) 常用標準オキシテラサイクリン	(略) 塩酸オキシテラサイクリン
標準クロルテトラサイクリン	塩酸クロルテトラサイクリン ( $C_{22}H_{23}ClN_2O_8 \cdot HC_1$ )	常用標準クロルテラサイクリン	塩酸クロルテラサイクリン
(略)	(略)	(略)	(略)

各抗菌性物質の定義

①・② (略)  
③ オキシテラサイクリン

*Streptomyces rimosus*の培養により得られるオキシテラサイクリン ( $C_{22}H_{24}N_2O_9$ ) 又はその他の方法により得られるこれと同一の物質をいう。

④ クロルテラサイクリン  
*Streptomyces aureofaciens*の培養により得られるクロルテラサイクリン ( $C_{22}H_{23}ClN_2O_8$ ) 又はその他の方法により得られるこれと同一の物質をいう。

⑤～⑬ (略)

各抗菌性物質の力価の定義

①～② (略)

③ オキシテラサイクリン

オキシテラサイクリンの力価は、オキシテラサイクリン ( $C_{22}H_{24}N_2O_9$ ) としての量を質量(力価)で示す。1  $\mu g$  (力価) は、0.67kPa以下の減圧下で、60°C、3時間乾燥した標準オキシテラサイクリン 1.082  $\mu g$  に相当する。

④ クロルテラサイクリン

クロルテラサイクリンの力価は、塩酸クロルテラサイクリン ( $C_{22}H_{23}ClN_2O_8 \cdot HC_1$ ) としての量を質量(力価)で示す。1  $\mu g$

(3)～(11) (略)  
(略)

#### 常用標準希釈液の調製

常用標準希釈液は、常用標準品適量を量り、各条の規定に従い、調製した希釈原液を使用に当たって高低2種類の規定濃度に希釈した液である(以下、高濃度の希釈液を「S<sub>H</sub>」、低濃度の希釈液を「S<sub>L</sub>」という。)。なお、常用標準品を量る場合には、別に規定する場合を除き、相対湿度50%以下の大気中で量り、化学はかりを用いる場合の秤取量は、次の表の常用標準品の秤取量の欄に掲げる量とし、同表の常用標準品の予備乾燥条件の欄に乾燥条件が記載されている場合にあっては、当該条件であらかじめ乾燥した後、規定量を量りとする。

また、希釈原液は、原則としてそれぞれ次の表の希釈原液の保存温度の欄に掲げる温度で保存して有効期間内に使用するものとし、常用標準希釈液は、用時調製する。

常用標準品名	常用標準品の秤取量	常用標準品の予備乾燥条件	希釈原液の保存温度	希釈原液の有効期間
(略) (削る)	(略) (削る)	(略) (削る)	(略) (削る)	(略) (削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)  
(14)～(38) (略)

7 (略)

8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準  
(1)～(112) (略)

(力価)は、0.67kPa以下の減圧下で、60°C、3時間乾燥した標準クロルテトラサイクリン1μgに相当する。

(5)～(13) (略)  
(略)

#### 常用標準希釈液の調製

常用標準希釈液は、常用標準品適量を量り、各条の規定に従い、調製した希釈原液を使用に当たって高低2種類の規定濃度に希釈した液である(以下、高濃度の希釈液を「S<sub>H</sub>」、低濃度の希釈液を「S<sub>L</sub>」という。)。なお、常用標準品を量る場合には、別に規定する場合を除き、相対湿度50%以下の大気中で量り、化学はかりを用いる場合の秤取量は、次の表の常用標準品の秤取量の欄に掲げる量とし、同表の常用標準品の予備乾燥条件の欄に乾燥条件が記載されている場合にあっては、当該条件であらかじめ乾燥した後、規定量を量りとする。

また、希釈原液は、原則としてそれぞれ次の表の希釈原液の保存温度の欄に掲げる温度で保存して有効期間内に使用するものとし、常用標準希釈液は、用時調製する。

常用標準品名	常用標準品の秤取量	常用標準品の予備乾燥条件	希釈原液の保存温度	希釈原液の有効期間
(略) 常用標準オキシテトラサイクリン	(略) 約25mg(力価) 相当量以上	(略) —	(略) 5°C以下	(略) 7日
常用標準クロルテトラサイクリン	約25mg(力価) 相当量以上	0.67kPa以下, 60°C, 3時間	5°C以下	2日

(略)  
(14)～(38) (略)

7 (略)

8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準  
(1)～(112) (略)

(削る)

(113) アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン

ア 製造用原体

(ア) 成分規格

力価 本品は、オキシテトラサイクリンのアルキルトリメチルアンモニウムカルシウム塩であり、力価試験を行うとき  
1 mg中に450  $\mu$ g (力価) 以上を含む。

物理的・化学的性質

- ① 本品は、黄褐色～暗褐色の粉末で、特異な臭いを有する。
- ② 本品は、1 mol/L 塩酸試液に溶けにくく、水及びメタノールにほとんど溶けない。

確認試験

- ① 本品20mg (19.5～20.4mg) に水20mLを加え、激しく振り混ぜ、ろ過する。このろ液1 mLに炭酸ナトリウム溶液(1→100) 1 mLを加え、さらに、ジアゾベンゼンスルホン酸試液1 mLを加えるとき、溶液は、橙赤色を呈する。
- ② 本品10mg (9.5～10.4mg) に1 mol/L 塩酸試液10mLを加えて溶かし、この溶液2 mLを分液漏斗に入れ、1 mol/L 塩酸試液25mL及びクロロホルム20mLを加え、振り混ぜた後、静置する。クロロホルム層をとり、これに炭酸水素ナトリウム・水酸化ナトリウム緩衝液(pH9.0) 25mL及びブルムチモールブルー・炭酸ナトリウム試液1 mLを加え、混ぜるとき、クロロホルム層は、黄色を呈する。
- ③ 本品200mg (199.5～200.4mg) に1 mol/L 塩酸試液20mLを加え、よく振り混ぜ、ろ過後、アンモニア試液を加えて微酸性とした溶液は、カルシウム塩の定性反応③を呈する。

純度試験

- ① pH 本品の水懸濁液(1→100) のpHは、7.5～10.5でなければならない。
- ② 重金属 本品1.0g (0.95～1.04g) を量り、重金属試験法第2法により試料溶液を調製し、鉛標準液2.0mLを用いて比較液を調製して重金属の試験を行うとき、試料溶液の呈する色は、比較液の呈する色より濃くではない

(20  $\mu$  g/g以下)。

③ ヒ素 本品0.5g (0.45~0.54g) を量り、ヒ素試験法第3法により試料溶液を調製し、装置Aを用いる方法によりヒ素の試験を行うとき、吸収液の色は、標準色より濃くではない (4  $\mu$  g/g以下)。

乾燥減量 10.0%以下 (1g, 0.67kPa以下, 60°C, 3時間)

強熱残分 20.0~40.0% (0.5g)

力価試験

寒天平板 基層用培地及び種層用培地は、それぞれ4号培地を用いる。

試験菌 *Micrococcus luteus* ATCC 9341を用いる。

常用標準希釈液の調製 試験を行うために必要な量の常用標準品を有効数字3桁まで量り、その数値を記録し、塩酸 (1→1,000) を加えて溶かし、1mL当たりの濃度が約1mg (力価) となるよう、更に塩酸 (1→1,000) を加え、正確に一定容量とし、希釈原液とする。試験を行うために必要な量の希釈原液を全量ピペットを用いて量り、1mL当たりの濃度が40  $\mu$  g (力価) 及び10  $\mu$  g (力価) となるよう、1号緩衝液を加え、正確に希釈し、高濃度常用標準希釈液及び低濃度常用標準希釈液を調製する。

試料溶液の調製 試験を行うために必要な量の本品を有効数字3桁まで量り、その数値を記録し、1mL当たりの濃度 (推定値) が約1mg (力価) となるよう、メタノール・塩酸混液 (49 : 1) 一定容量を全量ピペットを用いて加え、20分間振とうした後、ろ過し、そのろ液を試料原液とする。試験を行うために必要な量の試料原液を全量ピペットを用いて量り、1号緩衝液適量を加え、1mol/L水酸化ナトリウム試液を用いてpHを4.3~4.7に調整した後、1mL当たりの濃度 (推定値) が40  $\mu$  g (力価) 及び10  $\mu$  g (力価) となるよう、1号緩衝液を加え、正確に希釈し、高濃度試料溶液及び低濃度試料溶液を調製する。

(イ) 製造の方法の基準

*Streptomyces rimosus* のオキシテトラサイクリン生産菌株を好気的に培養し、培養を終了した後、培養液のpHを調整し、固形物をろ過し、ろ液中のオキシテトラサイクリンをアルキルトリメチルアンモニウムカルシウム塩として析出させ、

ろ過及び水洗した後、乾燥して製造すること。

(ウ) 保存の方法の基準

遮光した気密容器に保存すること。

イ 製剤(その1)

(ア) 成分規格

アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン製造用原体の成分規格を準用する。

(イ) 製造の方法の基準

アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン製造用原体の製造の方法の基準を準用する。

(ウ) 保存の方法の基準

アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン製造用原体の保存の方法の基準を準用する。

(エ) 表示の基準

本品の直接の容器又は直接の被包に、次の文字を記載すること。

有効期間 製造の翌月から2年

ウ 製剤(その2)

(ア) 成分規格

本品は、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン製造用原体に、賦形物質を混和した小片又は粉末である。

力価 本品は、力価試験を行うとき、表示力価の85～125%を含む。

物理的・化学的性質

① 本品は、淡黄色～暗褐色の小片又は粉末で、臭いはない、又は僅かに特異な臭いを有する。

② 本品は、1.70mmの標準網ふるいを通過する。

③ 本品は、発かびを認めない。

確認試験 本品の表示力価に従い、オキシテトラサイクリン1～2mg(力価)を含む量を量り、硫酸2mLを加えるとき、溶液は、紅色～暗紅色を呈する。

乾燥減量 10.0%以下(1g, 105°C, 3時間)

力価試験

寒天平板 アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン製造用原体の規定を準用する。

試験菌 アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン製造用原体の規定を準用する。

常用標準希釈液の調製 アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン製造用原体の規定を準用する。

試料溶液の調製 本品の表示力値に従い、試験を行うために必要な量を有効数字3桁まで量り、その数値を記録し、1mL当たりの濃度が約1mg（力値）となるよう、メタノール・塩酸混液（49：1）一定容量を全量ピペットを用いて加え、激しくかき混ぜ、ろ過又は遠心分離し、試料原液とする。試験を行うために必要な量の試料原液を全量ピペットを用いて量り、以下アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン製造用原体の規定を準用する。なお、必要ならば、エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム溶液等のキレート剤を試料溶液の調製時に加える。ただし、この場合は、常用標準希釈液にも同濃度となるよう、キレート剤を加える。

(イ) 製造の方法の基準

アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン製造用原体に、賦形物質を混和して製造すること

(ウ) 保存の方法の基準

遮光した密閉容器に保存すること。

(エ) 表示の基準

本品の直接の容器又は直接の被包に、次の文字を記載すること。

有効期間 製造の翌月から2年

(114) (略)

(115) クロルテトラサイクリン

ア 製造用原体

(ア) 成分規格

力値 本品は、力値試験を行うとき、1mg中に100μg（力値）以上を含む。

物理的・化学的性質 本品は、黄褐色～暗褐色の粉末又は粒子で、僅かに特異な臭いを有する。

確認試験

(113) (略)

(削る)

① クロルテトラサイクリン約2mg（力価）を含む量の本品を量り、0.1mol/L塩酸試液10mLを加え、5分間激しく振り混ぜた後、遠心分離する。その上澄液2mLにアミノピリン溶液（3→100）1mL及び1mol/L水酸化ナトリウム試液4mLを加え、ときどき振り混ぜながら5分間放置した後、フェリシアン化カリウム溶液（1→250）1mLを加え、さらに、30℃の水浴中で5分間振り混ぜ、引き続きときどき振り混ぜながら45分間放置する。次に、イソアミルアルコール5mLを加え、激しく振り混ぜた後、上層液を除き、酢酸2mL及び酢酸イソアミル2mLを加え、振り混ぜ、放置するとき、上層は、紫色を呈する。

② 確認試験①の上澄液1mLに、リン酸塩緩衝液（pH7.5）5mLを加え、水浴中で10分間加熱した後、紫外線を照射するとき、溶液は、青色の蛍光を発する。

#### 純度試験

① pH 本品の水懸濁液（1→10）のpHは、3.0～8.5でなければならない。

② 鉛 本品5.0g（4.95～5.04g）を量り、希硝酸（1→3）50mLを全量ピペットを用いて加え、30分間かき混ぜた後、ろ過し、試料溶液とし、原子吸光光度法（フレーム方式）により試験を行う。別に、原子吸光光度用鉛標準液2.0mLを量り、50mLの全量フラスコに入れ、希硝酸（1→3）を標線まで加えて50mLとし、標準液とする。試料溶液及び標準液につき、光源として鉛測定用中空陰極ランプを、可燃性ガスとしてアセチレン又は水素を、支燃性ガスとして空気をそれぞれ用い、波長283.3nmで吸光度を測定するとき、試料溶液の吸光度は、標準液の吸光度以下でなければならない（ $10\mu\text{g/g}$ 以下）。

③ 銅 ②で得た試料溶液5mLを全量ピペットを用いて量り、50mLの全量フラスコに入れ、希硝酸（1→3）を標線まで加えて50mLとし、試料溶液とし、原子吸光光度法（フレーム方式）により試験を行う。別に、銅標準液2.0mLを量り、50mLの全量フラスコに入れ、希硝酸（1→3）を標線まで加えて50mLとし、標準液とする。試料溶液及び標準液につき、光源として銅測定用中空陰極ランプを、可燃性ガスとしてアセチレン又は水素を、支燃性ガ

スとして空気をそれぞれ用い、波長324.7nmで吸光度を測定するとき、試料溶液の吸光度は、標準液の吸光度以下でなければならない（ $100\text{ }\mu\text{g/g}$ 以下）。

- ④ ヒ素 本品0.5g（0.45～0.54g）を量り、ヒ素試験法第3法により試料溶液を調製し、装置Aを用いる方法によりヒ素の試験を行うとき、吸收液の色は、標準色より濃くてはならない（ $4\text{ }\mu\text{g/g}$ 以下）。

乾燥減量 8.0%以下（1g, 0.67kPa以下, 60°C, 3時間）

酸可溶性灰分 本品約1gを0.01gの桁まで量り、その数値を記録し、希硝酸20mLを加え、50°Cで15分間かき混ぜながら加温し、放冷した後、50mLの全量フラスコに入れ、水を標線まで加えて50mLとし、ろ過する。必要ならば、澄明になるまで遠心分離し、上澄液25mLを量り、希硫酸1mLを加え、蒸発乾固し、800±25°Cで恒量になるまで強熱するとき、その量は、20.0%以下でなければならない。

窒素 1.0～8.0%（ケルダール法）

粗脂肪 28.0%以下

粗繊維 3.0%以下

力価試験

寒天平板（単層） 試験菌を混和した4号培地10mL（内径100mmのペトリ皿にあっては11mL）を用いる。

試験菌 *Micrococcus luteus* ATCC 9341を用いる。

常用標準希釈液の調製 試験を行うために必要な量の常用標準品を有効数字3桁まで量り、その数値を記録し、水を加えて溶かし、1mL当たりの濃度が約1mg（力価）となるよう、更に水を加え、正確に一定容量とし、希釈原液とする。試験を行うために必要な量の希釈原液を全量ピペットを用いて量り、1mL当たりの濃度が $40\text{ }\mu\text{g}$ （力価）及び $10\text{ }\mu\text{g}$ （力価）となるよう、8号緩衝液を加え、正確に希釈し、高濃度常用標準希釈液及び低濃度常用標準希釈液を調製する。

試料溶液の調製 試験を行うために必要な量の本品を有効数字3桁まで量り、その数値を記録し、1mL当たりの濃度（推定値）が約1mg（力価）となるよう、アセトン・ $2\text{ mol/L}$ 塩酸試液・水混液（10：1：15）一定容量を全量ピペットを用いて加え、かき混ぜ、ろ過又は遠心分離

し、試料原液とする。試験を行うために必要な量の試料原液を全量ピペットを用いて量り、8号緩衝液適量を加え、1 mol/L水酸化ナトリウム試液を用いてpHを3.9～4.1に調整した後、1 mL当たりの濃度（推定値）が40 μg（力価）及び10 μg（力価）となるよう、8号緩衝液を加え、正確に希釈し、高濃度試料溶液及び低濃度試料溶液を調製する。

(イ) 製造の方法の基準

*Streptomyces aureofaciens* のクロルテトラサイクリン生産菌株を好気的に培養し、培養を終了した後、培養液のpHを調整し、必要に応じてろ過助剤を用い、ろ過して得た固形物を乾燥して製造すること。

(ウ) 保存の方法の基準

遮光した密閉容器に保存すること。

イ 製剤

(ア) 成分規格

本品は、クロルテトラサイクリン製造用原体に、賦形物質を混和した小片、粉末又は粒子である。

力価 本品は、力価試験を行うとき、表示力価の85～125%を含む。

物理的・化学的性質

① 本品は、黄褐色～暗褐色の小片、粉末又は粒子で、僅かに特異な臭いを有する。

② 本品は、2.00mmの標準網ふるいを通過する。

③ 本品は、発かびを認めない。

確認試験 クロルテトラサイクリン製造用原体の確認試験を準用する。

乾燥減量 10.0%以下 (1 g, 105°C, 3時間)

力価試験

寒天平板 クロルテトラサイクリン製造用原体の規定を準用する。

試験菌 クロルテトラサイクリン製造用原体の規定を準用する。

常用標準希釈液の調製 クロルテトラサイクリン製造用原体の規定を準用する。

試料溶液の調製 本品を必要に応じ粉碎した後、表示力価

に従い、試験を行うために必要な量を有効数字3桁まで量り、その数値を記録し、1mL当たりの濃度が約1mg(力価)となるよう、アセトン・2mol/L塩酸試液・水混液(10:1:15)一定容量を全量ピペットを用いて加え、かき混ぜ、以下クロルテトラサイクリン製造用原体の規定を準用する。

(イ) 製造の方法の基準

クロルテトラサイクリン製造用原体に、賦形物質を混和し、必要に応じて造粒して製造すること。

(ウ) 保存の方法の基準

クロルテトラサイクリン製造用原体の保存の方法の基準を準用する。

(エ) 表示の基準

本品の直接の容器又は直接の被包に、次の文字を記載すること。

有効期間 製造の翌月から2年

(116)～(160) (略)

(114)～(158) (略)

## 附 則

この省令は、公布の日から施行する。

ただし、第二条の規定は、令和元年十二月二十七日から施行する。

○農林水産省告示第千百二十号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十六条第一項の規定に基づき、飼料の公定規格の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年十月八日

農林水産大臣 江藤 拓

飼料の公定規格の一部を改正する告示

第一条 飼料の公定規格（昭和五十一年七月二十四日農林省告示第七百五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

各回表	各回算																												
<p>第2章 アミノ酸及び非フィチン態りんの成分量並びに可消化養分総量等の値の計算方法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 配合飼料の非フィチン態りんの成分量 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>フィターゼの種類</th><th>算出方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2の8の（<u>140</u>） フィターゼ（その1）</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>同（<u>140</u>） フィターゼ（その2の（1））</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>同（<u>140</u>） フィターゼ（その2の（2））</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>同（<u>140</u>） フィターゼ（その2の（3））</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>同（<u>140</u>） フィターゼ（その2の（4））</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>3・4 (略)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	フィターゼの種類	算出方法	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2の8の（ <u>140</u> ） フィターゼ（その1）	(略)	同（ <u>140</u> ） フィターゼ（その2の（1））	(略)	同（ <u>140</u> ） フィターゼ（その2の（2））	(略)	同（ <u>140</u> ） フィターゼ（その2の（3））	(略)	同（ <u>140</u> ） フィターゼ（その2の（4））	(略)	3・4 (略)		<p>第2章 アミノ酸及び非フィチン態りんの成分量並びに可消化養分総量等の値の計算方法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 配合飼料の非フィチン態りんの成分量 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>フィターゼの種類</th><th>算出方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2の8の（<u>138</u>） フィターゼ（その1）</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>同（<u>138</u>） フィターゼ（その2の（1））</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>同（<u>138</u>） フィターゼ（その2の（2））</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>同（<u>138</u>） フィターゼ（その2の（3））</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>同（<u>138</u>） フィターゼ（その2の（4））</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>3・4 (略)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	フィターゼの種類	算出方法	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2の8の（ <u>138</u> ） フィターゼ（その1）	(略)	同（ <u>138</u> ） フィターゼ（その2の（1））	(略)	同（ <u>138</u> ） フィターゼ（その2の（2））	(略)	同（ <u>138</u> ） フィターゼ（その2の（3））	(略)	同（ <u>138</u> ） フィターゼ（その2の（4））	(略)	3・4 (略)	
フィターゼの種類	算出方法																												
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2の8の（ <u>140</u> ） フィターゼ（その1）	(略)																												
同（ <u>140</u> ） フィターゼ（その2の（1））	(略)																												
同（ <u>140</u> ） フィターゼ（その2の（2））	(略)																												
同（ <u>140</u> ） フィターゼ（その2の（3））	(略)																												
同（ <u>140</u> ） フィターゼ（その2の（4））	(略)																												
3・4 (略)																													
フィターゼの種類	算出方法																												
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2の8の（ <u>138</u> ） フィターゼ（その1）	(略)																												
同（ <u>138</u> ） フィターゼ（その2の（1））	(略)																												
同（ <u>138</u> ） フィターゼ（その2の（2））	(略)																												
同（ <u>138</u> ） フィターゼ（その2の（3））	(略)																												
同（ <u>138</u> ） フィターゼ（その2の（4））	(略)																												
3・4 (略)																													

**第二条** 飼料の公定規格の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分の  
ように改める。

各回表	各回算																												
<p>第2章 アミノ酸及び非フィチン態りんの成分量並びに可消化養分総量等の値の計算方法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 配合飼料の非フィチン態りんの成分量 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>フィターゼの種類</th><th>算出方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2の8の（<u>138</u>） フィターゼ（その1）</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>同（<u>138</u>） フィターゼ（その2の（1））</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>同（<u>138</u>） フィターゼ（その2の（2））</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>同（<u>138</u>） フィターゼ（その2の（3））</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>同（<u>138</u>） フィターゼ（その2の（4））</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>3・4 (略)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	フィターゼの種類	算出方法	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2の8の（ <u>138</u> ） フィターゼ（その1）	(略)	同（ <u>138</u> ） フィターゼ（その2の（1））	(略)	同（ <u>138</u> ） フィターゼ（その2の（2））	(略)	同（ <u>138</u> ） フィターゼ（その2の（3））	(略)	同（ <u>138</u> ） フィターゼ（その2の（4））	(略)	3・4 (略)		<p>第2章 アミノ酸及び非フィチン態りんの成分量並びに可消化養分総量等の値の計算方法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 配合飼料の非フィチン態りんの成分量 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>フィターゼの種類</th><th>算出方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2の8の（<u>140</u>） フィターゼ（その1）</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>同（<u>140</u>） フィターゼ（その2の（1））</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>同（<u>140</u>） フィターゼ（その2の（2））</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>同（<u>140</u>） フィターゼ（その2の（3））</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>同（<u>140</u>） フィターゼ（その2の（4））</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>3・4 (略)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	フィターゼの種類	算出方法	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2の8の（ <u>140</u> ） フィターゼ（その1）	(略)	同（ <u>140</u> ） フィターゼ（その2の（1））	(略)	同（ <u>140</u> ） フィターゼ（その2の（2））	(略)	同（ <u>140</u> ） フィターゼ（その2の（3））	(略)	同（ <u>140</u> ） フィターゼ（その2の（4））	(略)	3・4 (略)	
フィターゼの種類	算出方法																												
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2の8の（ <u>138</u> ） フィターゼ（その1）	(略)																												
同（ <u>138</u> ） フィターゼ（その2の（1））	(略)																												
同（ <u>138</u> ） フィターゼ（その2の（2））	(略)																												
同（ <u>138</u> ） フィターゼ（その2の（3））	(略)																												
同（ <u>138</u> ） フィターゼ（その2の（4））	(略)																												
3・4 (略)																													
フィターゼの種類	算出方法																												
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2の8の（ <u>140</u> ） フィターゼ（その1）	(略)																												
同（ <u>140</u> ） フィターゼ（その2の（1））	(略)																												
同（ <u>140</u> ） フィターゼ（その2の（2））	(略)																												
同（ <u>140</u> ） フィターゼ（その2の（3））	(略)																												
同（ <u>140</u> ） フィターゼ（その2の（4））	(略)																												
3・4 (略)																													

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和元年十二月二十七日から施行する。

○農林水産省令第三十七号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第七条第一項及び第二項第四号から第六号までの規定に基づき、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十月八日

農林水産大臣 江藤 拓

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部を改正する省令

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和五十一年農林省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

第十二条 法第七条第一項の農林水産省令で定める特定飼料等の種類は、次に掲げるとおりとする。	改正後	第十二条 法第七条第一項の農林水産省令で定める特定飼料等の種類は、次に掲げるとおりとする。	改正前			
一（三）（略）		一（三）（略）				
（削る）		（削る）				
四（略）		四（アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシテトラサイクリン）				
五（十二）（略）		五（クロルテトラサイクリン）				
（略）		（略）				
別表第一（第十四条関係）		別表第一（第十四条関係）				
特定飼料等の種類	備	特定飼料等の種類	備			
（略）	（略）	（略）	（略）			
特定飼料等製造設		技術上の基準				
（略）	（略）	（略）	（略）			

別表第二（第十五条関係）

トリウム、ネンオーランション	（略）	特定飼料等の種類
トリウム、ネンオーランション	（略）	備 特定飼料等検査設
トリウム、ネンオーランション	（略）	技術上の基準

別表第一（第十五条関係）

トリウム、ネンオーランション	（略）	特定飼料等の種類
トリウム、ネンオーランション	（略）	備 特定飼料等検査設
トリウム、ネンオーランション	（略）	技術上の基準

ザマイシン、フラン  
ボフオスフオリボ  
ール、モネンシン  
ナトリウム、ラサ  
ロシドナトリウム

別表第三（第十六条關係）

別表第三（第十六条関係）

附  
則

この省令は、令和元年十一月二十七日から施行する。